

情報	情報に関する科学的な見方・考え方	事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミングやモデル化・シミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構築すること。
理数	数学的な見方・考え方 理科的な見方・考え方	事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、総合的・発展的、体系的に考えること。 自然の事物、現象を、質的・量的な関係や時間的、空間的な関係などに科学的な視点で捉え比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること。 数学的見方・考え方や理科的な見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究を進めること。
家政	家庭の生活に関わる産業の見方・考え方	生活産業に関する事象を協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の伝承、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、生活の質の向上や社会の発展と関連付けること。
農業	農業の見方・考え方	農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能な農業や地域振興に関連付けること。
工業	工業の見方・考え方	ものづくりを、工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな次代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けること。
流通・サービス	流通・サービスの見方・考え方	流通業やサービス業に関する事象を、企業の社会的責任に着目して捉え、適切な商品の流通やサービスの提供などと関連付けること。
福祉	福祉の見方・考え方	生活に関する事象を、当事者の考えや状況、環境の継続性に着目して捉え、人間としての尊厳の保持と自立を目指して、適切かつ効果的な社会福祉と関連付けること。

## (2) 言語環境の整備と言語活動の充実

学習の基盤となる言語能力を育成するため、学校生活全体における言語環境の整備、国語科を要とした各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた言語活動の充実、言語能力を向上させる重要な活動の一つである読書活動の充実が求められる。

## (3) コンピュータ等や教材・教具の活用

情報活用能力の育成を図るため、各学校においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を日常的・効果的に活用するために必要な環境を整えるとともに各教科・科目等又は各教科等においてこれらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要である。また、教師がこれらの情報手段に加えて、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具を適切に活用することも重要である。

情報活用能力の育成や情報手段の活用を進める上では、学校外の人的・物的資源の適切かつ効果的な活用に配慮する。

## (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することが重要である。このような指導を通じて、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めるとともに、学習内容の確実な定着を図ることが大切である。

## (5) 体験活動の重視

生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科・科目等又は各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携・協働しつつ、体系的・継続的に実施できるよう工夫することが重要である。また、これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と生徒の発達の段階に応じて安全への配慮を十分に行わなければならない。

## (6) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

学校図書館を計画的に利活用し、生徒の自主的・自発的な学習活動や読書活動が充実するよう努める。また、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設については、積極的に活用し、資料調査や本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させることも重要である。

## 2 訪問教育の場合

【総解 P173】

訪問教育を実施する場合には、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等、学習時間、学習する場所等に応じて、指導内容、指導方法及び指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする必要がある。また、家族、福祉施設や医療機関の職員など、生徒の周囲の人たちとの連携を図ることが大切である。

指導に際しては、生徒の治療上又は健康上の理由や学習する場所などによって、指導時間や教材・教具等が制限される場合、これらの状況等に応じ、各教科・科目等又は各教科等の指導内容を精選したり、教材・教具等の活用を工夫したりすることが重要である。集団への参加や友達との関わりが少なくなるなどの課題については、コンピュータや情報通信ネットワーク等を活用するなどして、間接的に関わり合う機会を設けることも考えられる。

指導体制においては、訪問教育の担当者が、指導内容に応じて専門的な知識や技能を有する教師と連携して訪問教育を進めたり、生徒が登校する際に他の教職員と協力したりするなど、学校全体で訪問教育を充実させるよう、校内体制を整備する。

### ポイント解説

#### < 訪問教育 >

訪問教育とは、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合を指す。訪問先としては、家庭、医療型障害児入所施設などがある。

## 3 学習評価の充実

【総解 P174】

### (1) 指導の評価と改善

学習評価においては、学習の成果を的確に捉え、教師が指導の改善を図るとともに、生徒自身が自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにするため、教育課程や学習・指導方法の改善と一貫性のある取組を進めることが求められる。

評価に当たっては、学習の成果だけでなく、学習の過程を一層重視するとともに、生徒のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるようにすることが大切である。

実際の評価においては、指導内容や生徒の特性等に応じて、単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し、学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。

## (2) 個別の指導計画に基づく評価

各教科・科目等又は各教科等の指導に当たっては、個別の指導計画に基づいて行われた授業における学習状況や結果を適切に評価し、その指導目標や指導内容、指導方法の改善に努め、より効果的な指導ができるようにすることが重要である。また、各授業や個別の指導計画の計画－実践－評価－改善の一連の過程を繰り返すことで蓄積される生徒一人一人の学習評価に基づき、教育課程の評価・改善につなげる仕組みづくりが必要である。

## (3) 学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、学習評価の妥当性や信頼性が確保されていること、指導の改善に生かしていくことが重要であるため、学習評価を授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けて組織的かつ計画的に取り組むことが必要である。

また、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が共有され、円滑な接続につながるよう、指導要録への適切な記載や学校全体で一貫した方針の下で学習評価に取り組むことが大切である。

## 第5節 単位の修得及び卒業の認定

【総解 P179】

### 1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

#### (1) 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定

##### ① 単位の修得の認定

学校においては、学習指導要領の定めるところに従って学校が定めた各教科・科目を履修し、その成果が各教科・科目の目標に照らして満足できると認められた場合は、通常年度末においてその各教科・科目について所定の単位を修得したことが認定される。

##### ② 総合的な探究の時間の単位の認定

総合的な探究の時間の単位の認定の要件については、各教科・科目と基本的に同様である。

##### ③ 教科・科目の単位数の配当

各教科・科目の単位数を配当する場合、ある年次で各教科・科目に配当した単位数全部の履修を完結する場合や2以上の年次にわたって分割し履修する場合がある。2以上の年次にわたって分割して履修する場合は、原則として、年次ごとにその各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定することとなる。この場合、それぞれの年次では、当該各教科・科目の一部の単位数を修得できるにすぎず、当該各教科・科目に配当された全部の単位数を修得することによってはじめて当該各教科・科目を修得したこととなる。あらかじめ計画して、各教科・科目の内容を学期の区分に応じて単位ごとに分割して指導する場合の単位の修得の認定は、年度終了時に行うことも、学期の区分ごとに行うことも可能である。

また、特定の年度における授業時数は1単位（35単位時間）に満たないが、次年度に連続して同一の科目を設定するような場合などにおいて、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の認定を行うことも可能である。

##### ④ 修得を認定された単位の取扱い

高等部在学中に単位の修得を認定された各教科・科目については、原則としてそれを再び履修し修得する必要はなく、修得した単位は、全日制、定時制及び通信制の各課程の相互間に共通して有効であり、転学や転籍の際にはそれまでに修得した単位に応じて、

相当学年に転入させることができる(学校教育法施行規則第 135 条第 5 項により高等部に準用される第 92 条第 2 項)。

⑤ 単位の修得の認定と卒業の認定

ある学年においてある各教科・科目の単位の修得が認められなかった生徒について、当該生徒を一応進級させた上で次の学年で十分指導し、次の学年の 1 学期末に追試験を行い当該学期末に単位の修得を認定することなども考えられる。

\*この規定は最終学年で修得できなかった各教科・科目の単位認定を翌年度の 1 学期末に行い、その時点で卒業を認めるというようなことを許容するものではなく、学年途中における卒業は許されない。ただし、留学に係る場合(学校教育法施行規則第 135 条第 1 項により特別支援学校に準用される第 93 条第 3 項)や帰国生徒・外国人留学生在が学期の区分に従い入学・卒業する場合(同施行規則第 135 条第 5 項により高等部に準用される第 104 条第 3 項)は、それぞれの学校教育法施行規則の定めにより、学年の途中又は学期の区分に従い卒業が認められる。

(2) 卒業までに修得させる単位数等

① 卒業までに修得させる単位数

ア 卒業までに修得させる単位数については、74 単位以上とされている。これは、最低必要要件を定めたものである。したがって、74 単位を上回る単位数を学校が定めることは可能である。なお、自立活動の授業については、1 単位を 50 分とし、35 単位時間の授業を 1 単位として計算することを標準として、この単位数に含めることができる。

イ 普通科においては、学校設定科目及び学校設定教科に関する科目を履修し、修得した場合、その単位数を合わせて 20 単位まで卒業に必要な単位数に含めることができるが、専門学科についてはこのような制限は設けられていない。

ウ 学校においては、卒業までに修得すべき単位数を定めなければならないが、卒業までに修得すべき各教科・科目について定めることまでは求められていない。生徒は必ず必履修教科・科目及び総合的な探究の時間を履修しなければならないが、国の基準上は卒業までに修得させる単位数の中にそれらの単位数を含めるべきこととはされていない。

ポイント解説

< 履修と修得 >

学校が定めた指導計画に従って各教科・科目等の授業を受けることを「履修」といい、履修による成果がそれらの目標に照らして満足できると認められるときは、その各教科・科目等について単位を「修得」として認定することになる。

② 卒業の認定

ア 校長は、学校があらかじめ定めた卒業までに修得すべき単位数を修得した者で、特別活動及び自立活動を履修しその成果がその目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定する。

イ 学校があらかじめ卒業までに修得すべき各教科・科目についても定めている場合には、その定められた各教科・科目及びその単位数を修得する必要がある。総合的な探究の時間についても、同様である。

ウ 学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない(学校教育法施行規則第 135 条第 2 項により高等部に準用される第 57 条)。

エ 校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する(同第 135 条第 2 項に

より高等部に準用される第 58 条)。

### (3) 各学年の課程の修了の認定

各学年の課程の修了の認定については、学年制と単位制が併用されていることを踏まえて、弾力的に行うよう配慮する。

### (4) 学校外における学修等の単位認定

学校教育法施行規則において、次のような、学校外の学修等について単位認定を可能とする制度が設けられている。

→総解 P189「別表」参照

- ① 海外留学に係る単位認定
- ② 学校間連携による単位認定
- ③ 大学、高等専門学校又は専修学校等における学修の単位認定
- ④ 技能審査の成果の単位認定
- ⑤ ボランティア活動等の単位認定
- ⑥ 高等学校卒業程度認定試験の合格科目に係る学修の単位認定
- ⑦ 別科において修得した科目に係る学修の単位認定

## 2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における卒業の認定等 【総解 P190】

卒業までに履修させる総授業時数については、各学年の総授業時数が 1,050 単位時間を標準として示されている（第 3 章第 1 節）ことから、3,150 単位時間を標準とする。

校長は、各教科、道徳科、総合的な探究の時間、特別活動及び自立活動を履修した者で、その成果がそれらの目標からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定する。

なお、学校において卒業を認めるに当たっては、生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならない（学校教育法施行規則第 135 条第 2 項により特別支援学校に準用される第 57 条）。さらに、校長は、全課程を修了したと認めた者に卒業証書を授与する（同第 135 条第 2 項により特別支援学校に準用される第 58 条）。

## 第 6 節 生徒の調和的な発達の支援

### 1 生徒の調和的な発達を支える指導の充実

【総解 P192】

#### (1) ホームルーム経営、生徒の発達の支援

ホームルームは、生徒にとって学習や学校生活の基盤であるため、ホームルーム担任は、日頃から生徒の気持ちを理解しようとする姿勢で生徒との信頼関係を築くとともに、規律ある生活及び集団作りに努め、ホームルーム経営の充実を図ることが必要である。

また、生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒が抱える課題を受け止めながら、その解決に向けて、主に個別の会話・面談や言葉掛けを通して指導や援助を行うカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援することが重要である。

#### (2) 生徒指導の充実

一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながらその一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていく上では、生徒を多面的・総合的に理解することに努め、生徒理解の深化を図り、教師と生徒の信頼関係を築くことが重要である。信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の障害の状態や状況に応じた的確な指導などを通じて形成されていくものである。教師は、生徒が分かる喜びや学ぶ意義を実感できるよう、指導技術の向上、指導方法や指導体制などの工夫改善を図ることが大切である。また、学校としての協力体制・指導体制を築くために、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にすることが必要である。

### (3) キャリア教育の充実

生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動のホームルーム活動を要とし、総合的な探究の時間や学校行事、公民科の科目「公共」をはじめとする各教科・科目、特別支援学校（知的障害）においては道徳科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて、その育成を図ることが重要である。

特に高等部段階の生徒については、自己理解を深めるとともに、自己と社会との関わりについて深く考え、将来の在り方生き方、進路を選択決定して、将来の生活において望ましい自己実現ができるよう指導・援助を行う進路指導が必要である。その際、家庭や地域社会、公共職業安定所をはじめとする関係機関との連携についても十分配慮していく必要がある。

### (4) 生徒の特性等の伸長と学校やホームルームでの生活への適応、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成

各学校においては、学校生活への適応等に向けて、ガイダンスの機能の充実に計画的・組織的に取り組むことによって、一人一人の生徒が、適切な各教科・科目や類型を選択し、学校やホームルームの生活によりよく適応するとともに、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育成することができるようにする。

#### ポイント解説

##### < ガイダンスの機能 >

学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業や進路等における選択、自己の在り方生き方などに関わって、生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい意思決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、相談活動などを学校として進めていくことである。

### (5) 生涯学習への意欲の向上

障害者のライフステージ全体を豊かなものとするためには、障害のある生徒に対して学校教育段階から将来を見据えた教育活動の充実を図ることが必要である。このため、在学中から地域における活動に参加し、楽しむ態度を養うとともに、そのために必要な行政や民間による支援について学ぶなど、卒業後においても様々な活動に積極的に参加できるよう生涯学習への意欲を高めることが必要である。

### (6) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

学習の遅れがちな生徒の指導にあたっては、一人一人に即した適切な指導をするため、学習内容の習熟の程度と、学習の遅れがちな原因がどこにあるのか、その傾向はどの教科・科目において著しいのかなど実態を十分に把握することが必要である。

その上で、生徒の実態に即して、各教科・科目の選択を適切に指導するとともに、その内容の取扱いについては、増加単位、必履修教科・科目の単位数の一部減、各教科・科目の内容の選択などの方法を活用し、適切に指導する必要がある。

### (7) 個別の教育支援計画の作成

障害のある生徒は、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関と連携を図り、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用する必要がある。

個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要である。

#### ポイント解説

##### < 個別の教育支援計画 >

学校教育法施行規則第 134 条第 2 項の規定により、全児童生徒について個別の教育支援計画を作成することとし、作成に当たっては、児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとされている。

また、障害者基本計画〔第 4 次計画：平成 30 (2018) 年 3 月〕においては、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進することが示されている。

本県においては、個別の教育支援計画を、障害のある子どもに対して、就学前から学校卒業後までの一貫した支援を行っていくために活用する道具と位置付けている。

個別の教育支援計画は、子どもの各年齢段階における、家庭や関係機関による支援の全体像を示す「支援機関一覧」と、子どもの実態、指導の目標、指導の手立て及び合理的配慮等を整理して示す「個別の指導計画」とで構成される。

学校においては、個別の教育支援計画を活用して、家庭及び医療、保健、福祉等の業務を行う関係機関と情報を共有しながら、一人一人のニーズに応じた支援に取り組むとともに、支援の主体が替わる移行期には、支援情報を確実に引き継いでいくことが大切である。

### (8) 重複障害者の指導

重複障害者の指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師や特別支援学校間の協力の下に、個別の指導計画を作成するとともに指導方法を創意工夫して進めることが大切である。その際には、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなど、学習効果を一層高めるようにすることが重要である。

#### ポイント解説

##### < 重複障害者 >

重複障害者とは、当該学校に就学することになった障害以外に他の障害を併せ有する児童生徒であり、視覚障害等について、原則的には学校教育法施行令第 22 条の 3 において規定している程度の障害を複数併せ有するものを指している。しかし、教育課程を編成する上で、学習指導要領の総則に示されている「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の「3 知的障害を併せ有する児童生徒の場合」と「4 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある児童生徒の場合」の規定を適用するに当たっては、指導上の必要性から、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよい。

##### < 専門の医師及びその他の専門家 >

専門の医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家 等

### (9) 学校医等との連絡

生徒の保健及び安全に留意するためには、養護教諭やホームルーム担任をはじめとして、生徒に日常接する教職員の絶えざる観察と情報交換を通じて、生徒一人一人の障害の状態を把握することが必要である。また、保健及び安全の指導を効果的に進めるためには、保健体育科、ホームルーム活動及び自立活動だけでなく、学校全体として、組織的、計画的に取り組むことが必要であり、保健主事、養護教諭等を中心に、保健及び安全の指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化が必要である。

### (10) 実験・実習への配慮

障害のある生徒は、障害による種々の制約があり、必要で十分な実験・実習が行えないことが多い。したがって、このような生徒に対しては、危険防止の見地から、使用する機械器具、材料などを適切に選び、その取扱いにも十分注意して、実験・実習の目的が達成されるよう留意することが必要である。

## 2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

【総解 P207】

### (1) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

海外から帰国した生徒や外国人生徒の受入れに当たっては、一人一人の実態を的確に把握するとともに、外国での生活や異文化に触れた体験や、これらを通じて身に付けた見方や考え方、感情や情緒、外国語の能力などの特性を、本人の各教科・科目等又は各教科等の学習に生かすことができるよう配慮する。また、本人と他の生徒の関わりにおいては、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てる。

### (2) 日本語の習得に困難のある生徒への指導

日本語の習得に困難のある生徒については、生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的・計画的に行うことが必要である。具体的には学校生活に必要な基礎的な日本語の習得のための指導や、各教科・科目等又は各教科等の指導と学習のために必要な日本語の習得のための指導を統合して行ったりするなどの工夫が考えられる。これらの指導を効果的に行うためには、学校全体で取り組む体制を構築することが重要である。

## 第7節 学校運営上の留意事項

### 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等

【総解 P211】

#### (1) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

カリキュラム・マネジメントの実施に当たっては、校長の方針の下に、全教職員が適切に役割を分担し、相互に連携することが必要である。その上で、生徒の実態や地域の事情、指導内容を踏まえて効果的な年間指導計画等や授業時間、週時程の在り方等について、校内研修等を通じて研究を重ねていくことも重要である。

また、教育課程の編成、実施、改善は教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、教育課程を中心として教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントは、学校評価と関連付けて実施することが重要である。学校評価の評価項目・指標等については、「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28(2016)年3月文部科学省）を参照しながら、各学校で設定する。

#### (2) 各分野における学校の全体計画等の関連付け

各学校においては、法令等の定めにより、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指



導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本方針など、各分野における学校の全体計画等を策定することとされている。

教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの全体計画等との関連付けを十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、より効果的な指導の実現につなげる必要がある。

### **(3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連**

教育課程外の様々な教育活動を教育課程と関連付けることは、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会等の充実につながる。

特に、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢の人との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。教育課程外で行われる部活動と教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要である。